

金融商品取引法における無登録業者に対する法執行の強化 を求める意見書

2026年（令和8年）1月16日

日本弁護士連合会

金融庁の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（以下「市場制度ワーキング・グループ」という。）は、2025年（令和7年）12月26日に報告書を取りまとめた。本報告書は、不公正取引規制の強化等の検討を目的としているが、この中で、証券取引等監視委員会の調査権限の拡充、無登録の金融商品取引業（以下「無登録営業」という。）に対する犯則調査権限の追加等を提案している。また、「金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告」（同年12月10日公表）では、無登録の暗号資産交換業についての規制の強化が提言された。これらの報告に基づく金融商品取引法の改正法案が、2026年の通常国会に提出される予定である。

当連合会は、2010年6月17日付け「未公開株の被害の防止及び救済に関する意見書」（以下「2010年意見書」という。）において、無登録で金融商品取引業を行った者についての罰則の強化や、証券取引等監視委員会及び消費者庁の調査権限の強化等について意見を述べてきたところであるが、今般の無登録の金融商品取引業者による被害・弊害の深刻化に鑑み、改めて本意見書を発出するものである。

第1 意見の趣旨

- 1 証券取引等監視委員会による犯則調査の対象となる犯則事件として、金融商品取引業の無登録営業等の罪に係る事件を追加すべきである。
- 2 無登録業者による金融商品取引契約は、原則として無効とすべきである。
- 3 金融商品取引法制の実効性を確保し、これを無視して営業する無登録営業を防止するため、現状の罰則を見直すべきである。

第2 意見の理由

1 現行法における無登録業者に対する規制の概要

(1) 金融商品取引法制と無登録業者に対する規制

金融商品取引法（以下「金商法」という。）は、有価証券等の売買やその勧

誘、投資助言、投資運用等の金融商品取引業を行う者に、所定の要件を充足した上での登録を義務付け、登録業者に適合性原則や説明義務をはじめとする勧誘規制や善管注意義務・忠実義務に基づく運用規制等の行為規制を課し、証券取引等監視委員会等が金融商品取引業者の監督を行っている。こうした規律と監督の下で金融商品取引業者が業務を行うことにより、企業等への適切な資金供給の実現と投資者の保護を図っている。

他方、無登録営業を行う者は、登録要件の審査を受けることなく、行為規制を課されることも、監督を受けることもなく資金集め等を行っている。こうした無登録業者を放置すれば、企業等への適切な資金供給や投資者の保護を図ることができないばかりか、犯罪集団等の不適切な主体への資金供給や投資被害が生じることとなる。このような事態は、金融商品取引の市場を毀損し、投資者の信頼を失わせ、投資者を市場から遠ざけることになりかねない。

そのため、金商法は、無登録営業を禁止し、その違反を刑事罰の対象としている。すなわち、同法第197条の2第10号の4は、無登録営業を行った者に対して、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定めている。また、法人に対しては、同法第207条第1項第2号により、5億円以下の罰金刑が科される。これらの罰則は、未公開株の投資被害が多数発生したことを受けて、2011年の改正により、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科」（法人の場合は「300万円以下の罰金」）から引き上げられたものである。

(2) 現行法における取組

現行法下において、証券取引等監視委員会は、金商法第192条第1項に基づく無登録業者等による金商法違反行為の禁止・停止命令（以下「緊急差止命令」という。）に係る裁判所への申立て及びこれを行うために必要な金商法第187条に基づく調査を行っている。緊急差止命令は、「緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき」（金商法第192条第1項第1号）又は「投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき」（同項第2号）を要件として発令される。

また、金融庁（財務局）は、無登録で金融商品取引業を行っている者に対して警告書の発出を行ってその名称等を公表し、金融庁、消費者庁及び警察庁は、無登録業者に関する注意喚起を行っている。

2 無登録業者による被害・弊害の深刻化

2011年の法改正から10年以上が経過したが、上述した取組にもかかわ

らず、無登録業者による被害は後を絶たず、むしろその手口は巧妙化・悪質化し、被害は深刻化している。従来から存在した未公開株商法や社債商法、社員権商法等のほか、SNS型投資詐欺¹やマルチまがい商法による投資被害、海外の無登録業者による投資被害、暗号資産関連の投資被害等、その形態は多様化し、被害額も高額化している。

これらの投資被害は、その多くが国内又は国外の金融商品取引業の登録のない者らによって生じている。すなわち、証券取引等監視委員会の申立てに基づく裁判所の緊急差止命令（金商法第192条第1項）は、2010年以降、2025年11月末までに32件が発令されているが、うち28件が無登録営業を申立理由とするものであり、近年、被害規模の拡大や違反案件の国際化が顕著となっている²。事案の内容も複雑化しており、証券取引等監視委員会は、申立てを公表する際に概要図を付すようになってきている。

金融庁が無登録で金融商品取引業を営む者として警告書を発出した件数は、国内業者では2013年、海外業者では2015年をピークに一旦減少したが³、過去5年間ではいずれも再び増加している⁴。

全体として被害・弊害の拡大が見られ、刑事事件となった事案の中には暴力団組織の幹部構成員による事例もあり、反社会的勢力への広がりも認められる。

また、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺⁵の被害の拡大も顕著である。202

¹ 警察庁の資料では、SNS型投資詐欺とは、「SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺」とされている（第439回消費者委員会本会議の資料1-1）。

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2024/439/doc/20240708_shiryoul-1.pdf

² 過去15年間の5年ごとに、①無登録営業を理由とする申立件数、②うち被申立人が海外事業者である件数、及び③投資金額が100億円を超えるものを見てみると、2011年～2015年では、①11件の申立てが行われたが、②いずれも国内事業者に対するものであり、③投資金額が100億円を超えるものが2件あるものの、200億円を超える規模のものは存在しない。2016年～2020年では、①10件の申立てが行われ、②海外事業者に対するものが1件あるほかは国内事業者に対するものであり、③投資金額が100億円を超えるものは2件で、200億円を超えるものはない。2021年～2025年になると、①申立件数は6件であるが、②うち3件が海外事業者に対するもので、③うち4件の投資金額が200億円を超えており、その額は約1,200億円、202億円超、約806億円、約253億円となっている。

³ 登録制の例外となる適格機関投資家等特例業務の規制が強化されたことや、加害者側の手口が多様化していったことが背景にあると考えられる。

⁴ 金融庁は国内事業者と海外事業者を分けて発出先を公表しているが、過去5年間の発出先は、2021年は国内5件、海外15件（合計20件）、2022年は国内8件、海外14件（合計22件）、2023年は国内12件、海外24件（合計36件）、2024年は国内18件、海外38件（合計56件）、2025年（12月19日更新分まで）は国内37件、海外42件（合計79件）と増加している。

⁵ 前掲注1の資料では、SNS型ロマンス詐欺とは、「SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺」と

5年10月末時点のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数（暫定値）は1万1,749件であり、被害額は1,370.8億円に上っている。同年7月以降は被害額の増加が顕著であり、同年10月の被害額は約221.7億円であった。

このように、無登録業者による被害の拡大は深刻である上、被害回復は極めて困難であることから、予防的な観点からも、より強力な抑止力が必要となっている。また、これらの被害による資金は、犯罪組織等に資金を供給してその成長を助け、又は適切な事業活動を行っているとはいえない事業者に資金を供給するものであり、社会経済に弊害を及ぼすものとなっている。

3 法執行権限と執行状況

(1) 証券取引等監視委員会による調査

現状において、証券取引等監視委員会は、悪質な事案について、緊急差止命令申立てのための調査を行っている。

証券取引等監視委員会の調査権限には、金商法第187条に基づく調査の権限と、同法第210条以下の規定に基づく犯則調査の権限とがある。後者の犯則調査については、裁判官の許可状による臨検、捜索、差押え及び記録命令付差押え（同法第211条、第211条の2）が認められている。これに対して、前者の調査・検査についてはこのような強制調査権限は認められていない。

現行法上、無登録営業に対して認められているのは前者の調査権限のみであり、裁判所の令状に基づく強制調査権限は認められていない。そのため、緊急差止命令申立てのための調査は、基本的に前者の調査権限に基づいて行われている。そうすると、対象事業者が悪質な事業者であり、調査への協力が得られない場合には、調査に限界が生じることになる。

また、海外関連の事案では、海外での調査が必要となるが、日本の法執行機関は海外において直接の調査権限を有するものではないため、海外の法執行機関の協力を仰ぐことが必要となる。海外の法執行機関の協力により情報を得るには相応に時間を要し、例えば、資金の流れを追うには順次送金ごとに流れをたどる必要があるが、協力要請と回答の往復を繰り返すうちに、被害が拡大し、時効が迫るなど、法執行が時機を逸してしまう事態が生じ得る。特に、今日、国際的にマネー・ローンダリングの手口や関連組織が高度に発達している中での実態解明は、困難を極める。

されている。

(2) 法執行の現状

現行法上、無登録の金融商品取引業に対する法執行としては、裁判所による緊急差止命令及び罰則の適用がある。

証券取引等監視委員会の調査や警察・検察の捜査による実態解明が進むと、刑事事件として立件され、罰則が適用され得る。公刊されている刑事判決等によると、金商法違反（無登録営業）とともに詐欺罪等が立件されているものについては懲役刑（拘禁刑）の実刑判決が下されているものの、金商法違反（無登録営業）のみで立件されているものについては、大規模な加害・被害をもたらした事案を含め、いずれも執行猶予付きの判決となっている。

(3) 民事手続による法執行

無登録営業は、多くの場合、多数の投資者被害を生み出し、その被害回復のために当該事業者及び関係者に対して損害賠償請求が行われる。民事手続においては、金融機関に対する弁護士法第23条の2に基づく照会や裁判所による調査嘱託等が活用されるが、これらと並んで、緊急差止命令申立事件の訴訟記録や刑事事件記録も活用されている。

証券取引等監視委員会の調査の充実や刑事事件における審理の充実は、これらの手続の記録が民事の損害賠償請求における証拠ともなり得る点において重要な意義を有する。民事の損害賠償請求は、加害者からその利得の一部を剥奪する意義を持ち、違法行為抑止の一翼を担うものである。より効率的かつ実効的な民事責任の追及が可能となるよう、適切な情報共有という観点からの制度運用が望まれる。

4 市場制度ワーキング・グループ報告の提言

市場制度ワーキング・グループの報告書は、不公正取引規制の強化のための制度整備を提言するが、この中で、金融商品取引業の無登録営業等に対する犯則調査権限の追加を提言している。

同報告書も述べるとおり、「今日においては、金融商品取引業の無登録業等は有価証券の売買等の公正を害する蓋然性があり、それ自体で市場の機能を損なう行為」であり、「複雑化する金融商品取引業の無登録業等の事案の解明には専門的知識・能力が必要となっており、近年の事案においては、金融商品取引業の無登録業と複雑化・巧妙化する不公正取引（偽計・相場操縦等）が同時に行われるなど、より一層の専門的知識・能力が必要とされている状況になっている」といえる。

同報告書の指摘は極めて的確であり、金融商品取引業の無登録営業等に対する犯則調査権限の追加により、無登録営業の実態解明が更に進むことが期待さ

れる。また、付与された調査権限が適切に行使され、かつ、実効的な調査を確保するためには、証券取引等監視委員会の体制の強化や関係機関との連携の強化も重要である。

さらに、海外関連の無登録営業事案が拡大していることから、海外当局との連携強化も一層重要となってきたおり、今後、協力体制がより強化されることが期待される。この点に関連して、同報告書では、外国規制当局からの行政上の調査に関する協力要請に応じて行う調査の権限に関し、出頭を求める権限を追加することが提言されている。こうした制度整備や実務対応によって、様々な局面における国際的な協力体制の整備が更に進展することにもなると考えられる。

以上のような状況を踏まえれば、無登録営業に対する実効的な法執行のために、証券取引等監視委員会による犯則調査の対象となる犯則事件として、金融商品取引業の無登録営業等の罪に係る事件を追加すべきである。

5 民事ルールの整備の必要性

2011年の金商法改正により、第171条の2が新設された。この規定は、無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合、その売買契約を原則として無効とするものである。その立法趣旨は、正に無登録営業の実態が暴利行為であり、少なくとも投資者保護にもとる行為であるという認識に基づいている。すなわち、無登録業者によるこれらの取引は、投資者保護の枠組みの前提を欠く違法な取引であり、投資者を欺罔するなどの性質を本来的に有するものであるから、契約そのものを無効とすることで投資者を保護しようとするものである。

この民事効規定の存在は、無登録営業が、単なる行政規制違反にとどまらず、投資者の財産権を侵害する危険性を有する行為であることを法律自体が認めていることの証左である。

このような無登録業者の行為による被害は、現在では、ファンド持分の販売等の形を取るものも多く、民事上の効力を否定して投資者を保護する必要性は、金商法第171条の2所定の非上場の株券等の売付け等を行った場合に限られるものではない。集団投資スキーム持分やデリバティブ取引（特に、FXや暗号資産による運用を行うとするもの及び海外ファンド）の販売等を含め、無登録業者による金融商品取引契約は、原則として無効とすべきである⁶。

⁶ 当連合会の2010年意見書においても、無登録業者による金融商品の販売契約は無効あるいは取り消すことができることとすべきであることを指摘している。

6 法的サンクションの強化の必要性

- (1) 証券取引等監視委員会の調査権限を強化し、実態解明がより進むようにするとともに、調査を踏まえた法執行体制についても違法行為の抑止を図るために十分なものにする必要がある。

この点について、当連合会は、2010年意見書において、金融庁及び証券取引等監視委員会に、無登録業者に対する行政処分（業務停止）の権限及び破産申立ての権限を付与することを提言していた。このうち、前者については、その後、裁判所による緊急差止命令が活用されるようになっているが、後者については、いまだ実現していない。

また、当連合会は、同意見書において、無登録営業に対する罰則の強化を提言していたところ、2011年の金商法改正により一段の罰則の引上げが行われた。その後、無登録営業は、複雑化・巧妙化しつつ規模を拡大し、社会経済に与える被害・弊害がかつてよりも大きくなっているのが今日の姿であり、無登録営業を抑止するためには、罰則の更なる強化が必要である。

- (2) 「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」の報告

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」（以下「暗号資産ワーキング・グループ」という。）の報告では、現行法では資金決済法により規制されている暗号資産を金商法の規制対象とすることが提言された。暗号資産は、国内においても取引の拡大が見られ、利用者保護の必要性が高まっており、投機の対象とされている利用実態に鑑みて金商法の規制対象とすることが提案されたものである。

もっとも、暗号資産は、価格変動が大きいことに加え、国際的にも投資詐欺やマネー・ローンダリングのために用いられることも多く、同報告も、「規制を見直すことは暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではないことを明確に」しなければならないとしている。暗号資産ワーキング・グループにおいても、暗号資産が投資詐欺に用いられていること、違法行為を抑止する必要があることが複数の委員から指摘されていた。

そのほか、同報告では、「近年、海外所在の事業者を含め、暗号資産交換業の登録を受けずに（無登録で）暗号資産取引への勧誘を行う者が現れているほか、金融庁にも詐欺的な勧誘に関する相談等が多数寄せられている状況にある。暗号資産については、匿名性が高く、不正な取引が行われた後の救済は難しいことや、犯罪行為者の資金源となることを防止すべきことを踏まえ、より厳格な規制により無登録業者による違法な勧誘等を抑止する必要がある。」（同報告書4頁）、「無登録業者による違法な勧誘等を抑止するため、

暗号資産の売買等について金商業の対象とすることにより刑事罰を強化すべきである。」(同25頁)と指摘されている。

同報告書25頁の脚注83では、資金決済法における無登録営業の法定刑(3年以下の拘禁刑等)と金商法における無登録営業の法定刑(5年以下の拘禁刑等)が記載されているが、あわせて、脚注84では、金商法の無登録営業の法定刑の上限を10年に引き上げるべきとの意見があったことが付記されている。同報告書の取りまとめを議論した第6回暗号資産ワーキング・グループにおいても、複数の委員から、法定刑の上限の引上げを求める発言があった。暗号資産に対する規制という観点からも、金商法の無登録営業の罰則の引上げが必要であると考えられる。

(3) 無登録営業の本質

金商法における金融商品取引業の登録制度(金商法第28条等)は、金商法が目的とする投資者保護のための最低限の規制枠組みである。無登録で金融商品取引業を営む者の大多数は、この投資者保護の枠組みを意図的に回避し、金融商品取引法制による規制を免れることを目的としているといえる。

この点に関し、無登録営業は、形式的には登録をしないという行政規制違反にすぎないようにも見えるが、その実態は詐欺ないしそれに近い投資勧誘であるケースが極めて多い。無登録業者の多くは、登録を受けた正規の業者であるかのように装い、あるいは投資対象の価値や将来性について虚偽の説明を行うなどして、投資者に被害を生じさせている。また、詐欺ないしそれに近いといえるか否かが判然としない事案においても、資金の行方が把握できない事案や、資金の行方が把握できても事業実態の把握が難しい事案が多い。こうした事案も、適切な資金の流れを害し、不適切な主体に資金を供給し、同時に投資被害を生じさせているものにほかならない。

(4) 詐欺罪での立件が困難な事案が構造的に発生していること

無登録営業の実態が詐欺として問われるべき事案であっても、実際には、詐欺罪(刑法第246条、10年以下の拘禁刑)での立件が容易でない事案が構造的に発生している。

すなわち、第1に、無登録業者による被害においては、他人名義の口座への振込みや暗号資産等の匿名性の高い手法が使われるため、捜査機関が詐欺の主犯格の者らを捕捉することが容易ではない。第2に、詐欺罪の立件においては、実務上、資金の流れの立証が必要であるが、上記手法がとられるとその立証も困難となる上、海外への資金流出等が行われる大規模な投資被害

事案においては、捜査機関がその全容を把握することが更に難しくなる。第3に、詐欺罪の成立には故意による欺罔行為の存在が必要であるが、当初からだます意図があったことを立証することは困難であり、例えば海外の無登録業者の金融商品を、国内の無登録業者が勧誘するような投資被害においては、自らも正当な取引だと認識していた旨の弁解を許しやすいこととなる。

これらの事案について、本来は詐欺罪による立件をしやすくすることも必要ではあるが、現在の被害の実態を見ると、無登録業者による行為であることに力点を置く、より実効的な対応が必要である。また、詐欺罪に該当すると言いがたい事案であっても、本来の金融商品取引法の下での規律から著しく外れ、適切な資金供給や投資者の保護に背反するばかりでなく、犯罪組織や不適切な主体への資金供給が行われ、投資者被害を生じているような事案は、金融商品取引に対する信頼を失わせるものであり、金融商品取引法制の中において、適切に抑止される必要がある。

(5) 民事手続や行政手続による対応に限界があること

無登録業者の行為を抑止するには、被害者から無登録業者らに対する民事の損害賠償請求や、証券取引等監視委員会による裁判所への緊急差止命令の申立て等の方法も存在する。

しかし、民事手続では、前述したような事案の特性から実効的な損害賠償を得ることは必ずしも容易でない場合が多い。これは、とりもなおさず、無登録業者らに対して、十分な民事的制裁を科すことができていないことを示している。

また、証券取引等監視委員会による裁判所への緊急差止命令の申立ても、特に海外ファンド等の投資案件の場合、緊急差止命令がなされるまでに流出してしまった資金の把握は困難である。国内事案においても、関係者による費消や隠匿等により、その捕捉は決して容易ではない⁷。もとより、証券取引等監視委員会は、投資金を取り戻す権限を有しているわけでもない。

このように、現在の民事手続や行政手続による対応には、被害防止や被害回復の点で限界がある。

(6) 抑止効果の必要性

無登録業者による金融商品取引は、一つの事案で数億円から数十億円の被害が生じることも珍しくない。このような大きな犯罪収益を得られる可能性

⁷ 無登録の金融商品取引業に対する犯則調査権限が認められることにより、実態解明がより進むことが期待されるが、当面、なお課題は多く残ると考えられる。

がある中で、罰則が5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金等にとどまることは、犯罪の抑止力としては極めて弱いものといわざるを得ない。

7 罰則の見直しが必要であること

(1) 貸金業法における無登録営業の罰則との比較

貸金業法第47条第2号は、無登録で貸金業を営んだ者に対して、10年以下の拘禁刑若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科すると定めている。また、法人に対しては、同法第51条により1億円以下の罰金が科されることとなっている⁸。

貸金業における無登録営業と金融商品取引業における無登録営業は、いずれも登録制度という行政規制を潜脱し、消費者・投資者の保護にもとる違法な営業を行う点で共通している。しかし、現行法においては、金融商品取引業の無登録営業の方が、貸金業の僅か半分にすぎない5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金にとどまっている。金融商品取引は、その複雑性や専門性の高さから、むしろ投資者がリスクを適切に理解することがより困難であり、被害も深刻化しやすい取引である。このような無登録業者による金融商品取引は、金融秩序に対する大きな脅威となっており、このままでは金融商品取引全体への信頼が揺らぎかねない。また、無登録業者による金融商品取引の被害額は、貸金業の場合と比較しても決して小さくなく、高齢者を中心とした被害者の生活基盤を根底から破壊するだけでなく、自殺者も生むなど生命・身体への被害までも生じており、事態は深刻である。このような実態に照らせば、貸金業法の規制も参考にしつつ、無登録営業の罰則の見直しを行うべきである。

(2) 罰則の意義

① 無登録営業の処罰は実質犯としての意義を有すること

無登録営業は、金融商品取引による適切な資金の提供・供給を著しく損なうものである。前述のように、無登録営業の実態は詐欺に近いものも多く、形式的には行政規制違反であったとしても、その本質は投資者保護の制度的枠組み全体を無視する行為であるから、個別の詐欺行為以上に悪質性が高いともいえる。

⁸ 無登録貸金業の罰則は、もともと3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科であったが、2003年の貸金業法改正（いわゆるヤミ金対策法）により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に引き上げられ、その後も無登録のヤミ金業者による暴利行為が多発したことから2006年の改正により10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はその併科に引き上げられたものである。

② 健全な金融商品取引業の発展に資すること

罰則を強化し、違法な金融商品取引業を抑止することは、登録を得て適正に金融商品取引業を行う事業者の競争条件を確保し、投資者の金融商品取引への信頼を確保する上でも重要である。こうした環境は、適法な金融商品取引業への参入を促進するものである。罰則強化により萎縮するのは、登録を受けずに違法な営業を行おうとする者であり、これは正に法が意図する効果である。また、登録の要否が必ずしも判然としない事案については、事前に監督当局に照会することで確認することも可能であり、真に適法な事業を行おうとする者にこのような行動を促し、より適切な事業活動への成長を促すことも期待される。

③ 海外業者による被害抑止にも意義を有すること

海外に拠点を置く無登録業者には、原則として日本の刑罰権が及ばない。しかし、海外業者であっても、日本国内に勧誘を行う協力者や代理店が存在している場合が多いところ、これらの者については抑止効果が期待される。また、今後も海外の法執行機関との連携の強化が必要となるところ、国際的な法執行協力の場面において、罰則の重さは重要な要素となり得る。

(3) 罰則見直しの方向性

以上から、金融商品取引法制の実効性を確保し、これを無視して営業する無登録営業を防止するため、罰則の内容を見直すべきである。具体的には、法定刑を引き上げることのほか、加重類型（例えば、財産上の利益を得る目的で故意に無登録営業をした場合等）を設けることなどが考えられる。

あわせて、罰則の内容を見直す際には、緊急に裁判所による差止めが必要とされた事案に海外関連の事案（特に海外関連ファンド）が多いことや、被害規模の大きい刑事判決事案においてマルチ商法ないし類似の事案が目立つことには、十分留意されるべきである。

以上